

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出の 有無
地域伝統芸能活用センター	賛助会費(年会費)	100,000	一口5,000円、 20口以上	23.7.29	観光資源としての日本各地の伝統芸能等の情報入手、伝統芸能の海外公演時の業務連携による事業の効果的な実施のため	特財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)を踏まえ、改めて精査を行った結果、平成23年度をもって会費の支出は行わないこととした。	有
日本観光振興協会	賛助会費(年会費)	100,000	120,000	23.9.8	観光施策や観光業界の動向等の情報入手、観光産業に携わる民間企業及び業界団体との連携によるインバウンド事業の拡大、促進のため	特社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)を踏まえ、改めて精査を行った結果、平成23年度をもって会費の支出は行わないこととした。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。